

大多喜町告示第63号

大多喜町公共交通事業継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月20日

大多喜町長 平 林 昇

大多喜町公共交通事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大並びに原油価格及び物価高騰の影響を受けながらも、本町の公共交通の安定的な運行を確保している乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、予算の範囲内において、事業継続に係る支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（高速乗合バス事業を除く。）を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に事業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者であって、運送事業を行うに当たって必要となる許可を受けているもの
- (2) 令和4年10月1日現在で運送事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思のあるもの

(支援金の額)

第4条 支援金の交付対象となる車両は、令和4年10月1日現在において支援対象者が運送事業の用に供するため、町内の事業所において保有し、かつ、現に稼働している車両とする。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 乗合バス 1台当たり20万円

(2) タクシー 1台当たり5万円

(支援金の申請)

第5条 支援金を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、大多喜町公共交通事業継続支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）

(2) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し

(3) 保有車両台数を確認できる書類

(4) 支援金の交付対象となる車両全ての自動車検査証の写し

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金を交付することが適当と認めるときは、大多喜町公共交通事業継続支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 町長は、当該事業による支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第1号様式（第5条関係）

大多喜町公共交通事業継続支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

大多喜町長 様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

大多喜町公共交通事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 支援金申請内容

支援対象事業者の区分	台数	支援金申請額
<input type="checkbox"/> 乗合バス事業者	台	円
<input type="checkbox"/> タクシー事業者	台	円

2 振込先

金融機関名・支店名	口座番号							口座名義（カタカナ）
銀行 本店	普通							
信金 支店	当座							
農協								

3 担当者連絡先

氏 名		所属部署	
住 所			
電話番号		F A X	
E-mail			

【添付書類】

- (1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (2) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (3) 保有車両台数を確認できる書類
- (4) 支援金の交付対象となる車両全ての自動車検査証の写し

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

大多喜町長

様

誓約書兼同意書

大多喜町公共交通事業継続支援金交付申請に関して、次のとおり誓約及び同意します。

- 1 申請時において、今後も事業を継続する意思を有します。
- 2 大多喜町公共交通事業継続支援金の申請内容についての確認又は交付決定の取消しに際し、必要となる情報を関係機関に対して照会することについて同意します。
- 3 以下の項目に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

住 所（所在地）

氏 名（代表者名）

大多喜町公共交通事業継続支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

様

大多喜町長

年 月 日付けで申請のあった大多喜町公共交通事業継続支援金について、次のとおり決定したので、大多喜町公共交通事業継続支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定額	円
-------	---